

国土建第228号  
平成23年12月27日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の規定により建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識等について、今般、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとし、平成23年12月27日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第106号）が公布・施行されました。

改正の内容及び留意点は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 改正の内容

(1) 建設業者が建設工事の現場に掲げる標識について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号を改正し、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

(2) 浄化槽工事業者が営業所及び浄化槽工事の現場に掲げる標識について

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び別記様式第9号を改正し、浄化槽工事業者（浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。）が営業



所及び浄化槽工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35 cm以上×横40 cm以上」から「縦25 cm以上×横35 cm以上」に改めることとした。

(3) 解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げる標識について

解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)別記様式第7号を改正し、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35 cm以上×横40 cm以上」から「縦25 cm以上×横35 cm以上」に改めることとした。

2. 留意点

1. (1)～(3)の標識については、公衆が見易いように掲げる必要があること。

なお、建設業法施行規則別記様式第28号に定める建設業者が営業所に掲げなければならない標識の大きさについては、従前のとおりである。

参考

建設業法施行規則等を改正する省令 新旧対照条文

○建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

改正案

現行

(傍線の部分は改正部分)

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

建設業の許可を受けた建設業者が建設工事の現地に於ける場合

商号又ははな名	建設業の許可
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	
主任技術者の氏名	資格取得番号
資格名	資格取得番号
一般建設業又は特殊建設業の別	
許可を受けた建設業	建設業法 許可( )第 号
許可年月日	昭和 年 月 日

記載事項

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第3項の規定に該当する場合には、「主任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が建設業法第2号又は建設業法第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格取得番号」の欄は、建設業法第4項に該当する場合には、当該監理技術者が有する資格取得の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄は、当該建設工事の現地で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「建設業法」については、不要のものを消すこと。

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

建設業の許可を受けた建設業者が建設工事の現地に於ける場合

商号又ははな名	建設業の許可
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	資格取得番号
主任技術者の氏名	資格取得番号
資格名	資格取得番号
一般建設業又は特殊建設業の別	
許可を受けた建設業	建設業法 許可( )第 号
許可年月日	昭和 年 月 日

記載事項

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第3項の規定に該当する場合には、「主任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が建設業法第2号又は建設業法第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格取得番号」の欄は、建設業法第4項に該当する場合には、当該監理技術者が有する資格取得の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄は、当該建設工事の現地で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「建設業法」については、不要のものを消すこと。

○浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

別記様式第8号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)部 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設置士の氏名	

25センチメートル以上

備考 浄化槽設置士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設置士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設置士の氏名とする。

別記様式第9号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(監)部 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設置士の氏名	

35センチメートル以上

備考 浄化槽設置士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設置士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設置士の氏名とする。

別記様式第9号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(監)部 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設置士の氏名	

25センチメートル以上

備考 浄化槽設置士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設置士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設置士の氏名とする。

別記様式第9号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(監)部 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設置士の氏名	

35センチメートル以上

備考 浄化槽設置士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設置士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設置士の氏名とする。

○解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十二年国土交通省令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別記様式第7号（第8条関係）

35センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

別記様式第7号（第8条関係）

40センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

参考

○国土交通省令第 号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十条、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十条（同法第三十三条第二項において適用する場合を含む。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十三条の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十九号中〇を5に、「40cm」を「35cm」に改める。

4 2

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第二条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

「 35 25  
セ セ  
ン セ  
チ メ  
チ メ  
ー ト  
ル ー ト  
ル ル」

に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三条 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

「 3 2  
5 5  
セ セ  
ン セ  
チ メ  
チ メ  
ー ト  
ル ー ト  
ル ル」

別記様式第七号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に改める。

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。